

# 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

平成 2 7 年 6 月

葛城市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性（自由記述）

葛城市の公共交通は、主に通勤・通学など都市間の輸送を担う鉄道（近鉄、JR）、主に通院、買い物、通勤・通学の移動手段である路線バス、そして、主に市内の公共施設間の移動手段であるコミュニティバス等で、概ね市内全域に公共交通のサービスが提供されている。

しかし、近年、公共交通の利用者は減少傾向にあり、鉄道駅の無人化、路線バスの減便など地域公共交通を取り巻く環境は、今後益々厳しくなることが予想される。

一方で、全国の市町村と同様に、本市においても少子高齢化が進展しており、将来的には約3割の方が高齢者になることが予測され、また、市内では勾配のある地形により、日常生活の上で徒歩による外出が負担となっている地域や公共交通の利用が不便な地域も存在する。

以上のことから、本市では、地域公共交通の問題等を解決するため、市の公共交通の現状や住民ニーズを把握して、本市に適した生活交通ネットワークの再編に取り組むこととした。

本計画の対象路線である環状線ルートは、公共施設（庁舎、福祉施設等）、鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を目的にしており、地域公共交通確保維持事業はその実現に必要な事業である。

なお、当該路線は平成28年2月から運行開始予定である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

### （1）目標

葛城市コミュニティバス（葛城号、ゆうあいバス、ミニバス）の利用者数は約37,800人、130.5人/日（平成25年度実績）であり、利用者数の増加や利用拡大のための施策を推進する。

なお、環状線ルートの利用者数については、現在の葛城号および当麻新庄線（平成26年10月1日から奈良交通路線バスの代替として、新しい運行体制が整うまでの間、減便を図りながら葛城市コミュニティバスとして運行）の利用者数から、67人/日を目指す。

### （2）効果

地域公共交通確保維持業の実施により、次のような効果が期待できる。

- ・公共施設、鉄道駅等へのアクセス向上等、住民の生活の質の向上
- ・安全で効率的な公共交通サービスの提供
- ・コミュニティバス、路線バス等の利用者数の増加

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定

者

(別添 表1のとおり)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(別添 表2のとおり)

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

※補助対象事業者が奈良交通株式会社のため記入不要

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

(別添 表5のとおり)

10. 車両の取得に係る目的・必要性(自由記述)

該当なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果(自由記述)

該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額(表6及び表7又は表8及び表9)

該当なし

1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
該当なし

1 4. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）

第 8 回葛城市地域公共交通活性化協議会（平成 27 年 5 月 22 日）

- ・葛城市生活交通ネットワーク実施計画について協議

第 9 回葛城市地域公共交通活性化協議会（平成 27 年 6 月 22 日）

- ・事業内容について協議

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

1 5. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）

本計画は、葛城市地域公共交通活性化協議会で協議の上、策定されたものであるが、区長会、商工会、寿連合会、民生児童委員連合会、市議会より当協議会には委員として参加され、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が一定反映されていると認識している。

なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。

1 6. 協議会メンバーの構成

（別添 別紙のとおり）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／ デマ ン ド 型 の 別	基準 ロ で 該 当 す る 要 件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県  (葛城市)	奈良交通株式会社	(1) 環状線A	4,832. 千円	11,693. 千円		乗合バス型	①	忍海で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。	①
		(2) 環状線B	4,812. 千円			乗合バス型	①		①
		(3) 環状線C	1,247.5 千円			乗合バス型	①		①
		(4) 環状線D	802. 千円			乗合バス型	①		①
合 計				11,693. 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,593. 千円					
						国庫補助 上限額(千 円)	2,593. 千円		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／ デマ ン ド 型 の 別	基準 ロ で 該 当 す る 要 件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県  (葛城市)	奈良交通株式会社	(1) 外廻り	7,098.5 千円	17,178. 千円		乗合バス型	①	忍海で地域間幹 線補助系統「八木 新宮線」「高田五 條線」と接続す る。	①
		(2) 内廻り	7,069.5 千円			乗合バス型	①		①
		(3) 當麻系統	1,832.5 千円			乗合バス型	①		①
		(4) 新庄系統	1,178. 千円			乗合バス型	①		①
合 計				17,178. 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,593. 千円					
						国庫補助 上限額(千 円)	2,593. 千円		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／ デマ ン ド 型 の 別	基準 ロ で 該 当 す る 要 件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県  (葛城市)	奈良交通株式会社	(1) 外廻り	7,098.5 千円	17,178. 千円		乗合バス型	①	忍海で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。	①
		(2) 内廻り	7,069.5 千円			乗合バス型	①		①
		(3) 當麻系統	1,832.5 千円			乗合バス型	①		①
		(4) 新庄系統	1,178. 千円			乗合バス型	①		①
合 計				17,178. 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,593. 千円				国庫補助 上限額(千 円)	2,593. 千円

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通(株)	28年度
------	---------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,645,392千円	営業外収益	84,741千円	経常収益(イ)	8,730,133千円
	営業費用	9,489,078千円	営業外費用	81,450千円	経常費用(ロ)	9,570,528千円
	営業損益	▲843,686千円	営業外損益	3,291千円	経常損益	▲840,395千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.21%	

  

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ')	8,610,029千円
	営業費用	9,400,195千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ')	9,485,795千円
	営業損益	▲894,571千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲875,766千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76%	

  

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,555,209千円	営業外収益	121,263千円	経常収益(イ'')	8,676,472千円
	営業費用	9,391,091千円	営業外費用	94,764千円	経常費用(ロ'')	9,485,855千円
	営業損益	▲835,882千円	営業外損益	26,499千円	経常損益	▲809,383千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ''÷ハ''= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
南近畿	481円.77銭	483円.53銭	487円.56銭	0.59%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.44銭	420円.61銭	420円.61銭	444円.75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ		
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ						
南近畿	1	環状線A	高田市 立病院 前	近鉄新 庄駅・當 麻庁舎	高田市 立病院 前	243	972	回	往 24.4km 復 0.0km	(平均) 24.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	23,716.8km
	2	環状線B	高田市 立病院 前	當麻庁 舎・近鉄 新庄駅	高田市 立病院 前	243	972	回	往 24.3km 復 0.0km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	23,619.6km
	3	環状線C	高田市 立病院 前	當麻庁 舎	忍海駅	243	243.0	回	往 12.6km 復 12.6km	12.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	6,123.6km
	4	環状線D	高田市 立病院 前	近鉄新庄 駅	忍海駅	243	243.0	回	往 8.2km 復 8.1km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	3,936.6km
合計		4系統						往 69.5km 復 20.7km	45.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		57,396.6km	

補助ブ ック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	9,975,523 円	13円.13銭	311,401 円	9,664,122 円	9,664,122 円	9,664千円	4,832. 千円		
	2	9,934,639 円	13円.13銭	310,125 円	9,624,514 円	9,624,514 円	9,624千円	4,812. 千円		
	3	2,575,647 円	13円.13銭	80,402 円	2,495,245 円	2,495,245 円	2,495千円	1,247.5 千円		
	4	1,655,773 円	13円.13銭	51,687 円	1,604,086 円	1,604,086 円	1,604千円	802. 千円		
合計		24,141,582 円		753,615 円	23,387,967 円	23,387,967 円	23,387 千円	11,693 千円	2,593千円	2,593 千円



補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ウの負担者とその負担割合								
		ニ×ラーカ=ム		ムーラ=ウ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	11,320,266	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	11,205,847	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	2,905,220	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	1,867,641	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	27,298,974	円	24,705,974	円	円	%	24,705,974	円	100	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通(株)	29年度
------	---------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,645,392千円	営業外収益	84,741千円	経常収益(イ)	8,730,133千円
	営業費用	9,489,078千円	営業外費用	81,450千円	経常費用(ロ)	9,570,528千円
	営業損益	▲843,686千円	営業外損益	3,291千円	経常損益	▲840,395千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.21%	

  

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ')	8,610,029千円
	営業費用	9,400,195千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ')	9,485,795千円
	営業損益	▲894,571千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲875,766千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76%	

  

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,555,209千円	営業外収益	121,263千円	経常収益(イ'')	8,676,472千円
	営業費用	9,391,091千円	営業外費用	94,764千円	経常費用(ロ'')	9,485,855千円
	営業損益	▲835,882千円	営業外損益	26,499千円	経常損益	▲809,383千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
南近畿	481円.77銭	483円.53銭	487円.56銭	0.59%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.44銭	420円.61銭	420円.61銭	444円.75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
南近畿	1	外廻り	高田市 立病院前	忍海駅	高田市 立病院前	357	日 1428	往 24.4km 復 0.0km	(平均) 24.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	34,843.2km
	2	内廻り	高田市 立病院前	忍海駅	高田市 立病院前	357	日 1428	往 24.3km 復 0.0km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	34,700.4km
	3	當麻系統	高田市 立病院前	當麻庁舎	忍海駅	357	日 357.0	往 12.6km 復 12.6km	12.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	8,996.4km
	4	新庄系統	高田市 立病院前	近畿新庄駅	忍海駅	357	日 357.0	往 8.2km 復 8.1km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	5,783.4km
合計		系統					往 69.5km 復 20.7km	45.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		84,323.4km	

補助ブ ック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	14,655,398 円	13円.13銭	457,491 円	14,197,907 円	14,197,907 円	14,197千円	7,098.5 千円		
	2	14,595,335 円	13円.13銭	455,616 円	14,139,719 円	14,139,719 円	14,139千円	7,069.5 千円		
	3	3,783,975 円	13円.13銭	118,122 円	3,665,853 円	3,665,853 円	3,665千円	1,832.5 千円		
	4	2,432,555 円	13円.13銭	75,936 円	2,356,619 円	2,356,619 円	2,356千円	1,178. 千円		
合計		35,467,263 円		1,107,165 円	34,360,098 円	34,360,098 円	34,357 千円	17,178 千円	2,593千円	2,593 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ウの負担者とその負担割合								
		ニ×ラーカ=カム		ムーラ=ウ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	16,631,008	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	16,462,911	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	4,268,162	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	2,743,818	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	40,105,899	円	37,512,899	円	円	%	37,512,899	円	100	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通(株)	30年度
------	---------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,645,392千円	営業外収益	84,741千円	経常収益(イ)	8,730,133千円
	営業費用	9,489,078千円	営業外費用	81,450千円	経常費用(ロ)	9,570,528千円
	営業損益	▲843,686千円	営業外損益	3,291千円	経常損益	▲840,395千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.21%	

  

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ')	8,610,029千円
	営業費用	9,400,195千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ')	9,485,795千円
	営業損益	▲894,571千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲875,766千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76%	

  

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,555,209千円	営業外収益	121,263千円	経常収益(イ'')	8,676,472千円
	営業費用	9,391,091千円	営業外費用	94,764千円	経常費用(ロ'')	9,485,855千円
	営業損益	▲835,882千円	営業外損益	26,499千円	経常損益	▲809,383千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
南近畿	481円.77銭	483円.53銭	487円.56銭	0.59%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.44銭	420円.61銭	420円.61銭	444円.75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
南近畿	1	外廻り	高田市 立病院前	忍海駅	高田市 立病院前	357	日 1428	往 24.4km 復 0.0km	(平均) 24.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	34,843.2km
	2	内廻り	高田市 立病院前	忍海駅	高田市 立病院前	357	日 1428	往 24.3km 復 0.0km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	34,700.4km
	3	當麻系統	高田市 立病院前	當麻庁舎	忍海駅	357	日 357.0	往 12.6km 復 12.6km	12.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	8,996.4km
	4	新庄系統	高田市 立病院前	近畿新庄駅	忍海駅	357	日 357.0	往 8.2km 復 8.1km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	5,783.4km
合計		系統					往 69.5km 復 20.7km	45.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		84,323.4km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	14,655,398 円	13円.13銭	457,491 円	14,197,907 円	14,197,907 円	14,197千円	7,098.5 千円		
	2	14,595,335 円	13円.13銭	455,616 円	14,139,719 円	14,139,719 円	14,139千円	7,069.5 千円		
	3	3,783,975 円	13円.13銭	118,122 円	3,665,853 円	3,665,853 円	3,665千円	1,832.5 千円		
	4	2,432,555 円	13円.13銭	75,936 円	2,356,619 円	2,356,619 円	2,356千円	1,178. 千円		
合計	35,467,263 円		1,107,165 円	34,360,098 円	34,360,098 円	34,357 千円	17,178 千円	2,593千円	2,593 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ウの負担者とその負担割合								
		ニ×ラーカ=カム		ムーラ=ウ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	16,631,008	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	16,462,911	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	4,268,162	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	2,743,818	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	40,105,899	円	37,512,899	円	円	%	37,512,899	円	100	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	葛城市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	20,932
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
20,932人	$20,932 \times 100 + 500$ 千円	2,593. 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

別紙

葛城市地域公共交通活性化協議会委員

区分		委員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合 連携計画作成市	葛城市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部企画統括部 営業企画部長
		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部大阪支社 総務企画課長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 葛城市部会 代表
	道路管理者	奈良国道事務所 副所長
		奈良県高田土木事務所 所長
		葛城市都市整備部 部長
	法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会
市民又は地域公共 交通の利用者	葛城市区長会 会長 副会長	
	葛城市商工会 局長	
	葛城市寿連合会 会長	
	葛城市民生児童委員連合会 会長	
	葛城市議会 議長 総務建設常任委員会 委員長	
	葛城市が必要と 認める者	近畿運輸局 近畿運輸局奈良運輸支局長
		奈良県県土マネジメント部 地域交通課長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
葛城市社会福祉協議会 局長		